

◎熊本市広告事業実施要綱 抜粋

（広告掲載の基準）

第9条次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 人権侵害につながるおそれがあるもの
- (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

◎熊本市広告事業掲載基準 抜粋

（掲載を承認しない広告）

第5条次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 第2条の趣旨に鑑みて適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令及び本市の条例・規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 選挙、政党・政治団体等又は政治活動に関連するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
 - キ 国内世論が大きく分かれているもの
 - ク 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
 - ケ 広告媒体の紙面、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの
 - コ 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれがあるもの
 - サ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - シ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ス 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等（根拠となる資料を要する。）

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの

ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの

エ ギャンブルを肯定するもの

オ 青少年の健康、精神、教育に有害なもの